

彦根地域勤労者互助会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、彦根地域勤労者互助会（以下「互助会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を彦根市大東町4番28号彦根勤労福祉会館内に置き、その支部を別表のとおり置く。

(目的)

第3条 本会は、彦根市、愛知郡および犬上郡内に事業所を有する中小企業に従事する勤労者および事業主の福利厚生を増進を図ることを目的とする。

(定義)

第4条 この規約において「中小企業」とは、彦根市、愛知郡および犬上郡内に店舗、事務所、工場を有する事業所であって常時雇用する従業員の数が、原則として300人以下の法人および個人をいう。

(事業)

第5条 互助会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 互助会の会員（以下「会員」という。）相互による共済給付事業
- (2) 生活資金の貸付事業
- (3) 会員の健康増進と生活向上を図る福利事業
- (4) 互助会の運営に資する事業の実施、代行または受託
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員資格)

第6条 会員となることができる者は、彦根市、愛知郡および犬上郡内に事業所を有する中小企業に従事する勤労者および事業主(支店、出張所、工場等に従事する勤労者も含む。)とする。ただし、理事会が適当でないとして認められた者は、会員とすることはできない。

2 第4条に定める従業員の数が300人を超える事業所において入会の希望がある場合は、理事会の承認を得て、会員となることができる。

(入会および資格の取得日)

第7条 会員になろうとする者は、所定の加入申込書に第21条第4項に定める入会金を添えて、互助会に申し込まなければならない。

2 会員資格の取得日は、互助会が加入申込書を受理した日の属する月の翌月1日の午前0時とする。

(資格の喪失)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を喪失する。

(1) 第6条の会員資格を失ったとき。

(2) 会費を理由なく滞納したとき。

(退会)

第9条 互助会を退会しようとする者は、所定の退会届を互助会に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、第20条第5項に定める理事会の議決により除名することができる。

(1) 互助会の事業を妨げる行為をしたとき。

(2) 貸付および共済給付事業について虚偽の申請をしたとき。

(3) この規約に違反し、または会員としての信用を失う行為をしたとき。

第3章 役員

(組織)

第11条 互助会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理事長 1人

(4) 副理事長 2人

(5) 常務理事 1人

(6) 理事 20人以内(評議員会議長を含む。)

(7) 監事 2人

(8) 評議員会議長 1人

(9) 評議員 1事業所につき1人

(選任)

第12条 会長は、彦根市長をもって充てる。

2 副会長は、愛知郡および犬上郡の町村会長である町長をもって充てる。

3 理事長、副理事長は、評議員会議長を除く理事のうちから互選する。

4 常務理事は、彦根市職員である理事のうちから会長が選任する。

5 理事は、次の区分により選出する。

(1) 会長が指名する者 6人以内

(2) 評議員の互選による者 14人以内(評議員会議長を含む。)

6 監事は、次の区分により選出する。

(1) 会長が指名する者 1人

(2) 評議員の互選による者 1人

7 評議員会議長は、評議員のうちから選出する。

8 評議員は、1事業所につき会員のうちから各1人を選出する。

(職務)

第13条 会長は、会務を掌理し、互助会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事長は、理事会を代表し、理事会の会議の議長を務める。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 常務理事は、理事長および副理事長を補佐し、理事長および副理事長がともに事故があるときは、その職務を代理する。

6 理事は、理事会の事務および互助会事業の職務の執行に当たる。

7 監事は、互助会の事務および会計を監査する。

8 評議員会議長は、評議員会を代表し、評議員会の会議の議長を務める。

9 評議員は、互助会の運営について、調査、協力する。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、評議員にあつては、所属事業所から変更の申し出がない限り、継続して再選されたものとする。

2 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が辞任した場合または任期満了の場合にあつても後任者が就任するまでの間、その

職務を行う。

(解任)

第15条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により、解任することができる。

(参与)

第16条 互助会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事長・副理事長経験者で、会長が委嘱する。
- 3 参与は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。
- 4 参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第17条 互助会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、事務局長等経験者をもって選出し、理事長がこれを任命する。
- 3 顧問は、互助会の事業運営について助言、協力する。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 評議員会および理事会

(構成)

第17条 本会の会議は、評議員会および理事会とする。

(評議員会)

第18条 評議員会は、評議員会議長および評議員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、評議員の過半数または理事会から臨時評議員会の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

- 2 評議員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、委任状の提出があったときは、出席とみなす。
- 3 評議員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(評議員会の議決事項)

第19条 評議員会は、この規約に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。ただし、事業計画および 予算の変更については、理事会の議決とすることができる。

- (1) 予算の決定および決算の認定

- (2) 事業計画の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) その他会員に直接影響を及ぼす重大な事項
(理事会)

第20条 理事会は、本会の執行機関として互助会の運営に当たる。

2 理事会は、理事長、副理事長、常務理事および理事で構成し、その会議については、理事長がこれを招集する。

3 理事会は、この規約および評議員会の議決に従って、会務を執行しなければならない。

4 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、委任状の提出があったときは、出席とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

第5章 会計

(経費)

第21条 互助会の経費は、会費、入会金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、1人につき月額500円とし、毎月15日までに所定の方法により納入しなければならない。

3 会費は、原則として、会員がその半額を負担し、残額を当該会員の所属事業所の事業主が負担しなければならない。

4 入会金は、1人につき500円とする。

5 入会金は、原則として、全額を当該会員の所属事業所の事業主が負担しなければならない。

6 既に納入された入会金および会費は、返還しないものとする。

(会計年度)

第22条 互助会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

第6章 規約の改正および解散

(規約の改正)

第23条 互助会の規約は、評議員委員会において、出席者の3分の2以上の議決を得なければ、改正することができない。

(解散および残余財産の処分)

第24条 互助会は、評議員委員会において、評議員総数の3分の2以上の同意により解散する。

2 前項の場合において、解散のときに存する残余財産は、評議員委員会の議決を経て処分する。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この規約の施行に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(事務局)

第26条 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、会長がこれを任免する。

付 則

1 この規約は、昭和56年12月1日から施行する。

2 本会の設立当初の役員任期は、第13条の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までとする。

付 則

1 この規約は、平成5年10月1日から施行する。

2 この規約の施行後最初に選任される役員任期は、改正後の第14条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

付 則

この規約は、平成6年6月6日から施行する。ただし、第21条第2項の規定は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成11年6月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成13年5月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成14年5月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成17年5月26日から施行する。

付 則

この規約は、平成18年5月25日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年5月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成20年5月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成21年5月28日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年5月28日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年5月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年5月30日から施行する。

別 表

事務局・支部	所 在 地	電 話 番 号
事務局	〒522-0074 彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館内	27-6787 FAX 27-6802
彦根支部	〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所 産業部地域経済振興課内	代表 22-1411 直通 30-6119
愛荘支部	〒529-1234 愛荘町安孫子825 愛荘町役場 商工観光課内	代表 37-2051 直通 37-8057
豊郷支部	〒529-1169 豊郷町石畑375 豊郷町役場 産業振興課内	代表 35-8111 直通 35-8114
甲良支部	〒522-0244 甲良町在土353-1 甲良町役場 産業課内	代表 38-3311 直通 38-5069
多賀支部	〒522-0341 多賀町多賀324 多賀町役場 産業環境課内	代表 48-8111 直通 48-8117